

第8回 西宮市特別支援教育審議会 会議録	
日 時	令和元年11月26日(火) 13:00~15:00
場 所	西宮市役所東館7階教育委員会分室
出席者	<p>○審議会委員 (◎は会長、○は副会長)</p> <p>井出 浩 (医療関係者)</p> <p>○坂口 紳一郎 (教育関係者)</p> <p>◎竹田 契一 (学識経験者)</p> <p>松本 祐子 (保護者代表)</p> <p>金高 玲子 (教育関係者)</p> <p>粟屋 邦子 (教育関係者)</p> <p>○事務局</p> <p>教育次長 大和教育次長</p> <p>学校教育部 佐々木部長</p> <p>地域学校支援課 山本課長</p> <p>教育研修課 岩本課長</p> <p>生活支援課 岩崎係長</p> <p>障害福祉課 和田係長</p> <p>特別支援教育課 原田課長 金井係長 渡邊係長 柘井指導主事 高橋指導主事</p>
欠席委員	山之口委員 (保護者代表) 花熊委員 (学識経験者)
開催形態	公開 (傍聴者2名)
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>「審議事項の現状と課題について (進捗状況)」</p> <p>①幼稚園における基礎的環境整備</p> <p>②小中学校における基礎的環境整備</p> <p>③西宮養護学校の通学及び校内支援体制</p> <p>④教職員の専門性の向上</p> <p>⑤交流及び共同学習の推進</p> <p>⑥医療・福祉との連携</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

1 開会

2 審議

○西宮教育における特別支援教育のあり方（報告）について

（事務局）西宮教育における特別支援教育のあり方（報告）の書類をご覧ください。平成29年度、30年度、2年間の中で西宮市特別支援教育審議会を7回開催し、その審議内容をまとめた報告書となっています。おもて表紙、裏面の目次をご覧ください。この審議の内容は、第1章、幼稚園における基礎的環境整備から、第6章、医療・福祉との連携まで、章ごとに今後の方向性の提言がまとめられています。本日はこの提言に対し、1章ごとに本市での取り組みの進捗状況についてご報告します。ご報告に対しまして委員の皆様よりご意見、また新たな課題等をお聞きし、協議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（会長）何か質問はないか。それでは、1章、2章と順番に審議を行う。まず教育内容から説明いただきたい。

①幼稚園における基礎的環境整備

（事務局）先ほどの冊子の2ページをお開きいただきますと、第1章、幼稚園における基礎的環境整備、2ページの下半分は今後の方向性、提言が3ページにわたってまとめてあります。この資料とともに、A4横型、資料2と書いておりますパワーポイントの資料と前の画像でご覧いただきながら、事務局より報告させていただきたいと思います。

それでは幼稚園における基礎的環境整備について説明させていただきます。2年前にこの審議会を始めたときの状況から変わっている点もございますので、少し説明させていただきます。現在、幼稚園の数は15園です。これが来年には2園が休園となりますので、13園となります。ちょうど2年前の審議会のときには、19園ありました。そこから来年は13園まで減るということです。それに伴って、就園する子供の人数も当然減っております。現在、5歳児は400人、うち支援対象の子供が30名。4歳は323名です。2園、閉園するので4歳児は募集していないため2園分が少なくなって323名となっています。支援対象児は29名です。年々、就園する園児は減っていることが見ていただけだと思います。前のグラフで見ていただくと、青色が支援対象児の人数です。平成27年あたりから、ずっと増加傾向が続いております。昨年、ほぼ横ばいになっています。全体で今、59名が支援対象児です。この支援対象児を支援する保育補助員、括弧して保育支援員と書いていますが、今年度より保育支援員と名前が変わりました。それについてはまた後で説明させていただきますが、まずここでは保育補助員の人数も見ていただければと思います。赤色になります。赤色の部分は、ほぼ横ばいです。平成27年から、変わらず同じような人数でやっていますが、今年は、少し人数が減っております。今年の保育支援員の人数は30名です。

2年前に、課題となることについてお話しさせていただきました。公立幼稚園における課題ということで、1つ目は就園相談の結果、専門の機関に就園するのがよいと方向が出た子供については、その時点で公立幼稚園に就園できないという課題がありました。幼稚園においては、

集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことが求められます。しかし、子供の障害の状態によっては、幼稚園の大きな集団ではなくて、より濃密な個の関係を構築していくことが大切な時期であるということがあり、そこでは専門の療育機関等で、小集団の中で大人や子供たちとの個別の関わりを築いたり自立への道をつけたりするほうが、今後の就学やその先を見据えた場合、大切ではないかということで方向を出し、合意形成を行ってまいりました。ただ幼稚園への就園については、できないというところがありました。

2つ目は、公立幼稚園における支援体制の課題です。昨年は、専門機関の方向が示された方の中で、就園を希望したケースもありましたが、保護者が支援をしていました。本来は教員、もしくは保育補助員が指導、支援しなければならないところですが、保護者に協力いただいている部分があったので、新たな支援体制をしっかりと構築していくことが必要でした。保育補助員についても、資格を必要としないボランティアの方が支援をしていました。重度な障害のある子供たちを受け入れるには、現状のままの体制では難しく、新たな支援体制の構築が必須となり、ご審議いただきました。これが2年前の時点の話です。

今回、就園相談の仕組みについて改正を行いました。前に示しておりますように、これは以前の就園相談の仕組みです。初めての方もいらっしゃるので、もう一度ご説明させていただきます。園で園長ほか先生方と相談した後、支援を希望する保護者については園から報告を頂き、就園相談をします。その後、就学支援委員会で審議し、3つの方向を出してまいりました。専門の療育機関を勧めるもの、集団の中で支援をつけながら一緒に保育していく特別支援、その場合の支援は保育補助員が行ってまいりました。もう1つが、担任の先生の指導のもと少し支援を入れることで就園できるという、通常の就園です。専門の療育機関を勧められた子供については、就園できなかったもので、保護者が一緒に来ていただいて幼稚園での活動に参加する、交流という形を勧めてまいりました。それが現在、専門の療育機関の方向が出た子供については3つの方向を示しています。幼稚園への就園、交流、並行通園です。並行通園というのは、公立幼稚園と専門の療育機関にも在籍します。例えば西宮であればわかば園とか児童発達支援の機関、いわゆる放課後等デイサービス事業所と呼ばれるところに週の何日か通い、幼稚園にも週の何日か過ごす。両方に在籍して就園できる形になります。この3つについて保護者との合意形成をとることになりました。もちろん、そのまま就園せず専門の療育機関だけに行く場合もありますが、それは今までも可能でした。新たに交流以外に2つのものを示し合意形成を行ってまいりました。それに伴って保育補助員は、保育支援員に変わりました。これもまた改正前と改正後で変わったということです。

専門の療育機関の方向となった子供たちが、現在どうなっているかということについてですが、昨年度の就園相談で専門の療育機関が望ましいと示されたケースは、全部で13件ありました。そのうち3名が就園しています。あとの10名に関しては私立の幼稚園もしくは保育所、それから北山学園などの療育専門機関や児童発達支援事業所などに在籍しています。3名の方が今年度就園となりましたが、この3名の方、全ての方が並行通園を行っています。5日間とも幼稚園ですべて過ごすのではなく、週の何日間かは幼稚園以外で過ごす時間もとっています。子供によって週2日であったり、週3日であったり、4日の週がある方もいらっしゃいます。基本的に曜日を大体決めて、何曜日と何曜日は幼稚園。何曜日と何曜日は児童発達支援の事業所等に行く決めておられます。幼稚園に来たときの子供への支援は、基本的に特別

支援教育コーディネーターが中心に行っています。専門性のより高いところを求められるので、教員が支援を行っています。保育支援員にもつないでいながら連携をしています。今、保育支援員が見ている子供もいますが、コーディネーターが中心となってやっているところが多いという状況です。あと、専門の療育機関とか私立幼稚園を選ばれた10人の中で、2人の方が今までどおりの交流として参加したいと希望されました。あえて就園を望まずに、毎週定期的に交流に来ている方や、行事ごとに交流として来ている方もいます。

支援対象の子供については、就園後についてもしっかり計画を立てて園の中で見ていくというシステムを園長会等で示し、園の中でやっていただくように今、進めている途中です。支援計画、指導計画を作るところまではどの園でも行っていますが、園内会議等でしっかり情報共有をして、その後について、就園時に支援対象児になったところで、ずっと支援をつけるのではなく、来年の支援をどうするか、しっかり園で見立てて、必要なときに必要な支援を行う通常の就園にするのか、そのまま支援をつけるのか、そういうことも検討する場を、必ず保護者とともに園でもち、保護者と情報共有をしながら検討していくということを、今後、制度化していきたいと考えています。

2番目の課題、新たな支援体制の構築です。専門性のある支援体制の構築の中で、今回、特別支援教育の体制強化に係る担当教員を5園に配置いたしました。いわゆる担任を持たない先生です。これを5園に配置しております。それから保育支援員ですが、保育補助員を無くし、保育支援員を30名配置しています。市の臨時職員として、園の実態に合わせて1名から3名ほど配置しました。人数についてはそれぞれ、園によって違います。

1つ目の特別支援教育体制強化に係る担当教員について5名が配置されていますが、前の画面に示した4つのことを目標に配置をしました。まず、園内の支援体制のコーディネート。自ら支援対象児に対して支援を行うことも場面としてはありますが、担任の先生の保育支援の方法、園児の見立て。そういったことを、5人の先生方にやっていただき、園内のコーディネートをしていきます。それから、これは今年からということで、まだしっかりとできていませんが、センター的機能を有する園としての役割です。5つの園が中心となって周りの保育所、私立の幼稚園等にも相談を持ちかけられたときにしっかり対応できる、もしくは、幼稚園に出かけていって、その子供の支援の方法について共有し、どういう支援が必要かを一緒に考えるというものです。公立だけではなくて、ほかの私立、保育所にも訪問し、相談支援をすることを将来的には目指しております。今年度についてはまだまだ園内体制のコーディネートというところで終わっています。ただ公立同士の中では、少し気になる子供の様子を見に来てほしいという依頼を受け、園に見に行っているケースもあります。この5名のうち1名は2年間、未来センターでの研修を終え、非常に高い専門性を持っており、子供の見立てを十分にできる、支援の方法なども伝えることができる先生です。次に保育支援員についてです。保育支援員は、ボランティアから市の臨時職員として配置いたしました。1日6時間、子供たちが来る時間帯、月・火・木・金については、8時半から2時半まで。水曜日については8時半から12時半まで、水曜だけ4時間となります。支援対象児がたくさんいる園については、その人数に見合うような保育支援員を配置しています。あくまで個別ではなく集団保育の中で、支援対象児が集団の中へうまく入れるような支援等が中心となっています。保育支援員を対象に年2回の研修を、4月と6月に実施し、専門性を高めております。保育支援員の中には、研修

を受けたいと強い希望を持ち、専門性を高めたいという方もいます。その中で研修を充実させていくことも必要と考えております。

ここからご審議頂きたい内容についてご説明致します。支援体制、特別支援教育の体制強化に係る担当教員のあり方について、園内体制の強化と近隣の園、保育所への支援が必要になりますが、園内とそれから園外に出ていく中でのバランスが難しくなってくるのが予想できます。外にばかり出ていくのではスキルが伸びないであろうし、園にばかりいては配置をした趣旨とずれてしまいます。そのことについてご意見をいただければと思います。2つ目は、令和2年度、就園を希望する子供についてです。若干人数は増えていると思いますが、10月4日現在、幼稚園を希望している4歳児は274名となっています。昨年度は323人ですので、およそマイナス50人となります。園によっては就園児が10人以下というところもありますが、その中に支援対象の子供が3、4人入っています。20人以下の園も4園あり、支援対象児が最大で6、7人います。就園相談の件数は去年、60件ほどでしたが、今年は70件を少し超えています。全体的に就園する子供が少なくなっている中で、支援対象児の割合は高まっています。今後もずっとこのような傾向が続くのか、今年1年だけなのかはわかりませんが、集団保育の中での個別支援をより求められている中で、先生方の指導力向上が必要になってきます。この件についてもご意見をいただければと思います。

3つ目です。担任と保育支援員との連携です。園の中の限られた時間の中で連携し、担任の思いをしっかりとくみ取って、支援員に動いていただくのはなかなか難しいところもあります。反対に支援員が自分で動いていくところもあり、そのあたりの連携、園内研修等も当然必要になってくると思われれます。ご意見をいただければと思います。

(会長) 幼稚園における基礎的環境整備の内容について説明があった。特に改正前と後の比較ということで話をいただいた。意見、質問があれば出してほしい。

(委員) まず支援を必要とする子供たちが13件というところ、10件については私立の幼稚園や、保育所で受けていると説明があったと思うが、具体的にその私立の幼稚園や保育所に行っているかのような支援を受けているかを教育委員会として把握しているのか。

(事務局) 私立の幼稚園については、その幼稚園の中でいわゆる加配の先生がつくという情報が保護者に入って、それも非常に丁寧に、1対1とは言わないまでも個別に見ていただける形が確認できたのでその園に就園している。公立より手厚くなっているのかもしれない。あと保育所等も、これは単純に選んだ方の仕事が見つかってというところもあり、そこに行かれたというものがある。支援の仕方、具体的にどうしているかについては詳しく分からないが、保護者が付き添って就園している方もおられる。

(委員) ということは、私立の幼稚園とか保育所とかにおいても何らかの支援員をつけてというところが増えてきていると考えてよいのか。

(事務局) 増えているのかは分からないが、中にはそういう方もいたということである。

(委員) 専門性はどうか。

(事務局) そのあたりは不明である。

(委員) 公立の場合は年2回の研修をしたり、いろいろな形で結構あるのではないか。そういうものが、私立の場合は、労働力提供のような形だけなのか、それともある程度、研修を受けた専門性のある方が入っておられるのか、それによって保護者の信頼度が違ってくると思うのだが。

(事務局) はっきりとは分からないが、保護者は私立がどうなるか分からないという状態ですと、公立と迷っておられるので、委員がおっしゃるような、非常に専門性の高い人ではないのかもしれない。

(委員) いずれにせよ保護者とは合意形成を図ることができて、うまく進んでいるということか。

(事務局) そうである。

(事務局) こども未来センターは、公立だけでなく私立の幼稚園、保育所に対しても、セラピストやドクターなどが訪問を行っている。その部分では一定、質は保たれている可能性はあると考えている。

(委員) 就園相談の仕組み改正後で、療育専門機関の利用を勧められた方の中で、交流を選ばれる方、並行通園を選ばれる方、それから就園ということだが、並行通園の場合、専門の療育機関と各幼稚園との関わり、その関わり方での不均衡というか、混乱を来すようなことがないかどうか少し気になる。そのあたりの連携というか、情報の共有みたいなことについては、どのように考えているか。

(事務局) 委員会として必ずこうしてくださいとは言えていないが、今年の実態で見ていると、園から積極的に療育機関へ連絡をとって支援会議を行っている。逆に、療育機関が園へ訪問するなど、具体的に連携が進んでいる。ただ、今後このような園が増えてくると思われるので、委員会としてもそのあたりは積極的に進めていくようにしていきたいと考えている。

(会長) 障害ある子供たちについて、幼稚園から小・中・高までの教育支援計画、それから個別の指導計画の策定が公立以外は努力義務であって、マストではない。そこで今、私立に入っている方々に対して、こども未来センターでは公立並みの支援を、それぞれの専門の方が入れる時にされているのか、またはそういう時に個別の指導計画はどうなっているのか教えていただきたい。

(事務局) 個別の指導計画まではなかなか進んではいないと思うが、私立の幼稚園については研修もっており、アウトリーチということで、こども未来センターの心理療法士やセラピストも、私立の幼稚園にも積極的に回っているのも、その中でそういったことに触れつつ支援体制の構築をしている。まだそういう段階である。

(会長) 公立幼稚園の特別支援教育指導者研修のときに、私立幼稚園の補助で入っている先生も対象にできないだろうか。恐らく、小さい市ならできても西宮市ぐらい大きくなると、ほとんど無理だろうと思う。しかし、無理は承知でどうだろうかと思った。私立の幼稚園では恐らく研修は行われていないのではないかと。そうすると公立で研修するのなら、席があれば入れてもいいのではないかと。もし、余裕があればの話ではあるが。

(事務局) 現在も私立の幼稚園にも研修をしているが、公立幼稚園の研修にも入れていくということについては、今後検討したいと思う。

(会長) 何人までは可能とか、そういう形でもいいと思う。積極的に勉強したい方などへ門戸を開くのはあってもいいのではと思う。ただ、部屋の都合もあるため、当然人数制限があると思うが。

次は第2章、小・中学校における基礎的環境整備について、事務局から説明をお願いします。

②小中学校における基礎的環境整備

(事務局) まず、特別支援学級の状況について説明させていただきます。

学級数については微増で2学級程度増えています。あと、1つの種別、例えば情緒学級が1つの学校に2学級あるというような学校が少しずつ増えています。昨年度から今年度にかけては、知的と情緒の学級が増え、病弱、難聴も増え、肢体不自由が若干減ったところがあります。児童生徒数を見ると、大幅な増加となっています。昨年度、小・中学校合わせて、574名だったものが652名に増えました。29年から30年にかけて130名ほど増え、さらに今年度も90名ほど増えています。その中でやはり、先ほどの学級数が増えていた、知的と情緒の子供たちが大幅に増加しています。特に昨年度から今年度に目立ったところとしては、知的の子供が非常に増えたこと、これまで比較的横ばいになっていましたが、今年度は増加しました。それから、情緒の子供たちは年々、何十人単位で増えています。さらに、資料では見えていませんが、1学級に7人を超えているような学級が増えております。今年度でいいますと、22学級がそのような学級となっており、2年前と比べて5%ほど増加しております。また、1つの学級に在籍する子供たちの障害の状態も様々で、障害の程度、必要な支援、学習内容に違いがあります。また、障害の状態が重度な子供も入学している状況もあり、その中で、1つの学級に在籍する子供たちの様々な状態や教育的ニーズに応じた指導、支援体制の構築が求められている状況です。

続いて通常の学級です。小学校では、特別な支援が必要な子供が昨年度よりも70名ほど増加

しております。中学校については、昨年度から今年度にかけて40名近く増えています。このような状況において、まず特別支援学級における課題ですが、先ほど申しましたように、子供たちの数が増えており、中でも、重度、多様な障害の状態の子供たちが増えている。その中で、それぞれの子供の状態に合った教育課程をどう編成していくのかということ。それから、それを行う教員の専門性の向上、また、重度な子供たちへの支援体制の構築および充実、例えば看護師や介助員等の配置が課題になってくると考えています。

それから、通常の学級における課題です。これまでもありましたが、特別な支援を要する子供たちが非常に増えてきています。その中で、通常の学級の先生方も専門性を向上していかなければいけない。それから、その子供たちへの支援の中心となる特別支援教育コーディネーターの力量を高め、校内支援体制を充実させていくことが求められています。また、通常の学級においても障害の状態が重度な子供たちへの支援体制、教育的ニーズに合った支援体制を構築していくこと。このあたりは支援学級とも似ていますが、看護師や介助員等も配置を検討することが必要となってきている状況となっています。

このような状況の中、今年度は4種類の支援体制、人員的配置を行っています。特別支援教育支援員と学校協力員については、前回の審議でもお伝えしていたもので、特に変わりはありません。支援員は、小・中学校に1名ずつ配置。市の嘱託職員です。それから学校協力員は週5日、1日4時間程度までのボランティアとして活動していただいています。今年度新たに配置したものが、介助支援員です。週30時間の、市の臨時職員です。肢体不自由のある子供たちの生活介助等の支援を行うということで配置しました。肢体不自由の子供たちが複数在籍している学校のうち、今年度は小学校2校、中学校2校に配置しています。

続きまして、医療的ケアのための看護師の配置ですが、前回の審議のときには小学校1校に市の看護師を配置し、小学校1校に訪問看護ステーションとの委託契約により看護師を配置していました。それが今年度は、小学校2校に市の看護師を配置し、訪問看護ステーションの事業所との契約で小学校2校に看護師を配置しているところです。

特別支援学級においては、子供たちを受け入れるための支援体制の構築、それから担任の指導力や専門性の向上、このあたりはやはり今後も課題であると考えています。また、多様な障害の状態の子供たちが在籍する学級の指導のあり方についても、検討していかなければいけないと考えています。

また通常の学級においては、障害の状態が重度な子供たちを含め、支援の必要な子供たちが多数在籍している中、支援体制の構築をさらに充実させていくことが求められています。

以上が現状と課題についての説明です。ご意見をよろしくお願いします。

(会長) 特別支援学級の中で知的の子供が増えている、情緒の自閉などの子供が増えているのには何か理由があるのか。

(委員) 情緒は、恐らく自閉症スペクトラムだと思う。ご承知のように、自閉症スペクトラムと言われるようになってきて、幅広く捉えるようになってきている。その中には支援が必要な子供たちもいるということで、親御さんたちがこの特性に気づかれたときに支援を受けたいと希望されるようになってきているのではないかと思います。数が増えているというよりは、支援を希望される方が増えている、従前であれば比較的軽い方たちにも支援が必要だと、支援を受けた

ほうが子供のためにいいというような考えが広まっていることがあると思うのだが。それぐらいしか考えられない。

(会長) 文科省の意見は、また別な角度から見ている。この間、たまたま文科省の調査官と話をしていたのだが、例えば支援学校の子供たちが増えていることに関しては、支援学校に対して昔はいろいろと内容的に不信感があったのが、特別支援教育の啓発が進むにつれて、内容についての理解が増してきたことによって行かせてもいいとなった。だから、今まで絶対に通常の学級ですと言っていた方が支援学校に行かせるのと同じような形で、小・中学校の支援学級に、昔よりは抵抗なく行かせる保護者が増えているのではないかと。医学的な面で特別に増えたということがないとすると、やはり何かそういう事情もあったのではないかと。それだけではないだろうが、そういうことも1つの要因としてあるのかと思った。

(委員) きつくなるかもしれないが、今の話を聞くと、それは逆に言うと、通常の学級で対応が不十分であるから特別支援学級で支援をしてほしいという、そういう意味もひょっとしたら隠れているのではないかと。これは私の個人的な臨床での経験からであるが、そのあたりも微妙な問題なのではないかと思った。

(会長) そのとおりだと思う。それはあると思う。
小・中学校における基礎的環境整備について、他にご意見ご質問はないか。

(委員) 学校現場として一番苦慮するのが教育課程の編成であり、時間割を組むのも、たくさんの子供たちの中でなかなか難しい面がある。それは最後にご報告いただく交流及び共同学習と関連するので、そこでもまた実情をお話しただけたらと思う。特別支援学級では合わせた指導とか自立活動だとか、そういった特徴的なことも当然編成できるが、子供たちや保護者の要望によって教科等も組むことになる。すると個別にも対応が必要となるが、市内の状況として、過去はかなり合わせた指導が教育委員会主導でなされていたと思うが、現在はどのような状況にあるのか、もしあれば聞かせていただけたらと思う。

(事務局) 実態として数や具体的なものがあるというわけではない。十分つかみ切れていないところがあるが、特別支援学級の子供たちの指導が十分できていないという声の元をたどったときに、個別の学習指導を非常に重視することによって、自立活動や合わせた指導が十分やり切れていない中、個別指導が十分できていないということがある。研修、専門性の向上というところでも触れようと思うが、やはり、自立活動や合わせた指導が特別支援学級の教育課程の特徴であるので、1つの学習の中で、個に応じた指導と学級として学んでいくことが大事だと考えている。そのあたりを担当研修であったり訪問指導であったりの中で取り組んでいきたいと思っている。

(委員) 介助支援員を4名配置し、医療的ケアの看護師も拡充したということについて、まだ始まって6カ月程なので今の段階で言いにくいとは思いますが、制度としてどう思うか、それか

ら、今後まだまだ必要なかどうなのかというあたり、どのように考えているのか。

(事務局) 介助支援員については、全員ではないが、資格を持った方も一部おられる。それを条件にしているわけではないが、資格を持っているからやってみようということで、この仕事に足を踏み入れていただいた方もおられる。そのような方は、やはり介助の仕方であるとか、すごく上手にやっておられる。特別支援学級だけではなく、通常の学級も対象なので、介助支援が必要なときに来ていただける、例えば移動のときとかにも来てもらえるということで、学校にとっては非常に喜んでいただいている状況である。今後、肢体不自由を主訴とする子供が増える見込みなので、来年度以降も必要性は高まってくると思う。

(事務局) 看護師についてであるが、現状ではどれだけの支援が必要かで看護師の配置を考えている。1日中、吸引や酸素吸入、人工呼吸器の管理等が必要な子供については、市が臨時看護師を長時間配置している。訪問看護ステーションは短時間のスポット的なケア、例えば導尿であったり、胃ろうからの栄養注入であったり、そういったものを必要とする子供に配置している。一長一短があるので、必ずしもこうというのはないが、やはり長時間の配置となれば、子供の様子を1日見ていられる臨時看護師の存在は大きい。訪問看護については、もし、担当の都合が悪くなったとしても代わりの方が行けるというところで、非常に有効であると考えている。

(会長) 次の養護学校と絡む話になるが、就学支援委員会で就学前に養護学校が適当ではないかとなったが、保護者の希望で地域校というのは、何人ぐらいいるだろうか。

(事務局) 法改正があり、原則地域の学校という方向であるので、医療的ケアがあっても地域校を望まれる方が少しずつ増えてきていると思う。この体制を作ってからまだ2、3年なので、今後どうなっていくのかは見届けていかなければならないが、現時点では地域に行けるということを聞いて地域の学校に入ってくる方もおられる。

(会長) これは素晴らしいことだと思う。昔だったら絶対にだめだった。いろいろあったわけである。ところが、少しずつ地域支援の中で重度の子供さんも対応していこうという流れが全国的に出てきている。西宮もそういう方向で動いていると考えてよろしいか。

(事務局) 看護師を配置したことも、介助支援員を新たに配置したことも、そういう子供たちを受け入れられるような支援体制というところで行っているので、今後も進めていくことになると思う。

(委員) 小・中学校における基礎的環境整備ということで、西宮市は非常に多大な人件費を投入してここまでやってきていると思うが、通常の学級におけるいわゆる国、県の制度としての通級指導は実際どのぐらいになっているかを教えていただきたい。

(事務局) 通級制度については、国が今後、基礎定数化を行うということで、拡充していくという方針を出している。兵庫県の場合、学校生活支援教員と呼んでいるが、実際に今年度、その教員数が増員され、現状では小学校は6校、中学校は3校に配置されている。自分が当課に来たときは確か4、5校だったと思うので、近年、非常に増えてきていると思う。それに伴い、市内で巡回校も増えている。当然、通級指導の対象となる子供たちも非常に増えている。ただその中で、通級指導のあり方や、通級指導とはどういう学習を行うのかなどについては、これから各学校へ周知し、担当の先生方の専門性も高めていく必要があると思う。

(委員) 特別な支援を要する児童生徒の増加に対して、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実とうたっている。先ほど、幼稚園では障害のある子供に関わる教員の配置ということで、担任を持つのではなくてコーディネータ的な役割をする教員を配置すると理解させていただいた。いい話だと思う。小・中の場合も、この特別支援教育コーディネーターが専任になっているのか、あるいは兼務、ほかの都市でもほとんどが兼務だと聞いているが、兼務のままなのか、現状はどうなのか。というのはやはり兼務ではなかなか動き切れない。だから幼稚園が専任とされたのは非常にすばらしいことだと思うので、小・中にもそういう専任を置くような方向はないのかについてお尋ねしたい。

(事務局) 特別支援教育コーディネーターについては、専任化は西宮養護学校だけである。西宮養護学校には専任の方1名がいるが、小・中学校ではない。他の分掌と兼ねてということだが、今、小・中学校で複数のコーディネーターで取り組んでいるところが結構出てきた。最初は1人で全部ということがあったが、外とのつなぎの部分であるとか、校内の体制強化の部分で分けたり、学年ごとにコーディネーターを置いたりするような、もちろん表向きは、6人も7人もいるということにはしていないが、学年ごとに校内でコーディネータ的な役割をしている方もいる。専任化のご意見も要望としてよく聞くが、まずはそのあたりで、校内委員会等での情報共有をしていただきながら、コーディネーターが中心となってやることもしっかりしていただきたいと思っている。

(会長) この数年の流れの中で、通級に来ている子供を少しでも減らすため、本来本人が持っている能力にプラスアルファのICTの技術を加えれば、通常だけでやっていけますよという子がいる。基本的に、読み書きの問題である。読むのに時間がかかる、または書くのに時間がかかる子供に、いわゆるタブレットを持たせたり、黒板をそのままiPadで撮って、取り込んでそこに書き込んだりする。自筆で書いたら時間がかかって、しかもちゃんと書けなくて何を書いているかわからない。だけど、ICTの技術を使ったら十分やっていける。そうしたらわざわざことばの教室であるとか、通級に行かなくても本人が自分でできる。そういう合理的配慮をどんどん進めなさいという文科省の方針なので、どんどんそういうことをOKにしていっていいだろうと思う。そうすると通級の子も減るし、ことば専門の子も減ってくる。自分でやっていける分が増えるわけなので。これは本来、通常学級の中で勉強していく態勢を作る1つの方法でもある。合理的配慮が今、進んでいる上で、できるだけそういうICTの技術などの補助手段をどんどん本人に与えることによって、自分で学んでいける状況を通常で作

る。補助の人をつけなくて済むようにしていく。こういうことが、特に読み書き障害では可能になってくると思う。知的の課題の場合は難しいが、知的の課題はないが読み書きにさまざまな課題があるような子供の場合は、十分ICTの技術で対応できることが増えたので、ここはこれから大きく考えていかなければいけないところだと思う。

では次の協議に入りたいと思う。

第3章、西宮養護学校の通学及び校内支援体制について、事務局から報告をお願いします。

③西宮養護学校の通学及び校内支援体制

(事務局) 養護学校の通学及び校内支援体制を説明する前に、まず紹介させていただきたいのがこちらの写真です。今年の9月、甲子園春風町にあった西宮養護学校が、2年間の改築期間中の仮移転として、西宮市田近野町、旧尼崎養護学校へ仮移転をいたしました。8月の非常に暑い時期、引っ越し作業に取り組んでいただき、9月には無事に移転が完了しました。通学については、この移転に関わって課題もありましたが、現状としては順調に進んでいると思います。また、教育委員会としましても、校舎の改築や設備充実の取り組みをしているところです。この写真は、一昨日、体育会がありましたので、そのときに撮影してもらいました。少し見にくいですが、これが校舎の入り口になります。校舎は耐震化工事も行っています。これは体育館ですが、エアコンが設置されております。子供たちが2年間、不自由のない学校生活を送れるように施設の改修を行ったところです。令和3年9月をめどに、また春風の地に戻ってくる予定です。

ここからが現状となりますが、こちらを見ていただきましたらわかるように、子供の数がずっと増加していましたが、ここ2年間は若干減少しております。ただ、医療的ケアが必要な子供たちの減少の幅はそれほどありません。そのため、医療的ケアが必要な子供の割合では、やはり高いままになっており、50%を超えてきています。令和元年度は60名に対して、34名が医療ケアの必要な子供です。

続きまして、通学体制です。これは、先ほどの報告の資料で申しますと7ページに当たります。こちらのグラフと見比べていただければと思いますが、スクールバスを使っている子供たちが前回の報告では65%でしたが、今回は52%になっています。逆にタクシーが前回は普通タクシーを入れて8台だったのですが、11台に増え、利用率が43%まで上がっています。その他は、保護者による送迎です。この状況は、実は先ほどの移転と関係があります。移転によってスクールバスの通学時間が非常に長くなってしまう可能性がありました。そこで、この2年間にわたる移転期間は通学タクシーを増便し、本来ならばバスで通学ができる子供たちもタクシーに乗せています。そのため、前回の報告から比べて非常に大きく変わったように見えますが、実態としては、バスに乗れる子供たちもタクシーに乗っていますので、それほど大きく増えたわけではありません。

課題としては、前回、ご報告させていただいた状況に変わりありません。障害の状態の重度化・重複化は現在も続いています。この中で課題となってくるものが通学途上の医療的ケアへの対応です。タクシーの11台のうち3台には学校の看護師が添乗していますが、これだけでは十分な対応ができなくなりつつあります。ですので、今後どのように新たな体制を作っていく

のかが課題となっています。それから、現状としては子供の数は減ってきているように見えますが、春風に戻ったときに希望する方が増えてくる可能性がありますので、そうなったときへの対応も考えておかななくてはならないと思っています。

次に校内支援体制の課題ですが、こちらについても前回と大きく変わりはありません。障害の重度・重複化、医療的ケアが必要な子供たちの増加です。これについては、やはり専門性のある支援体制の整備・充実が必要であると考えています。専門性のある職員の配置、医療ケア実施体制の整備、医療と福祉の連携等についてはまだ十分ではなく、これからというところですので今後の課題として残している状況です。

西宮養護学校の通学と校内支援体制の課題について、ご説明いたしました。ご意見をお願いいたします。

(会長) 西宮養護学校の通学及び校内支援体制の内容の説明があつたが、意見、質問はないか。特に意見がないようなら、第4章に移るがよろしいか。

それでは、第4章、教職員の専門性の向上について、事務局から報告をお願いします。

④教職員の専門性の向上

(事務局) 続きまして教職員の専門性の向上についてです。今年度の状況と課題について1枚のスライドでまとめています。教職員の専門性の向上に向けて、今年取り組んでいることですが、特別支援教育に関わる研修について検討を行うため、研修を担当する教育研修課、特別支援関係の研修を担当している地域・学校支援課、それから特別支援教育課の3課の担当者が集まって、研修の系統性とか内容とか、どのような研修を打っていくのかについての検討会を行っています。まだ明確なところまでは行っていませんが、幾つかの意見が出てきているところです。

2番目は校内研修の充実です。研修もなかなか回数を多く実施することも非常に難しい状況ですので、校内で先生方が学んでいけるような校内研や、そういった取り組みを充実していく。その中で、特別支援教育コーディネーターの役割は非常に大きなものですので、そのあたりの研修のあり方を検討していきたいと思います。

それから3番目、4番目、これらは県教育委員会の動きであり、これらと合わせて市としても取り組みを進めていきたいと思っています。1つ目は、今年度、来年度と2年間にわたって実施される全ての教職員のための授業改善研修です。今年度は小学校の教員対象で、実施済みです。内容としましては、ユニバーサルな授業づくりや、今度の新学習指導要領の中に明記されているような学びの困難さに対応する指導方法等についての研修でした。

これは、研修を受けた教員が各学校に戻って校内で同じように研修を行うという伝達的な意味合いがありまして、それだけ通常の学級における特別支援教育についても充実させていくという県の方向性が表れています。

それから4番目ですが、今年度、県教育委員会、正確に言うと兵庫県立特別支援教育センターが「特別支援教育ハンドブック」という冊子を、各小中学校に学級数で配布しました。通常の学級を含めて、特別支援学級や通級指導等の先生方の指導についての様々な内容が入ってい

ますので、これを市内の研修等でも活用できればと思っています。

これからの課題としては、系統立てた研修計画を作成し、研修機会を充実させていくことであると考えています。それともう一つが、校内での研修を充実させていくことです。研修の検討会で話し合っている内容として、より専門的な研修や実践的な研修を行っていく必要があるということや、なかなか研修の数を増やすことは難しい中で、研修の機会を増やしていくためにどういうことができるのかということがあります。あくまで例えばの話ですが、先ほどの公・私立幼稚園の研修で話題になったように、対象となる研修の中に、より広く門戸を広げるというか、他の方も参加できるようなことができれば、研修の機会としては増やすことができるのではないかとことも話題に上がっているところです。また、コーディネーターの力量を高めて、校内研修の充実を行っていくことも必要であると考えています。

この表は来年度の研修計画案ですが、いろいろな研修がありまして、例えば特別支援学級担任研修をどうしていくのか、これはまだ決まったものではないので一つの考えとして見ていただければと思います。例えば、障害種別で研修を分けたらどうだろうかとか、そういう議論を実はしているところです。

教職員の専門性の向上に向けての取り組みの現状となります。

(会長) 教職員の専門性の向上について説明をいただいた。意見、質問はないか。

(会長) 幼、小、中のコーディネーターは、だいたい何年ぐらいで代わるのか。これは校長先生次第なのか、それとも何か他にあるのか。どれぐらいの期間、一人の先生がコーディネーターをするのか。それによって研修の内容が変わってくると思うのだが。

(事務局) 正確なデータはないのではっきりはわからないが、先生方の一つの学校での勤続年数として、10年とか、それ以下の方がおられる。一つの学校でいうと、ずっとコーディネーターをされる方や、何年かおきに代わっているところもあるので、学校によると思う。

(委員) 市によってあるらしいが、コーディネーターになるための条件は、西宮ではあるのか。

(事務局) 特に条件はない。

(委員) 私は、いつも全国を回って校長先生にお話ししている中で、コーディネーターになるための条件として、絶対にその人が、今まで特別支援教育をしていたからとか、養護学校に行ったことがあるからとかではなくて、対人関係のいい人をしてくださいとお願いしている。コーディネーターはとにかく、役割が人と人の結びつきのところである。あの先生には協力したくないと言われるような人を置いたらいけない。だからコーディネーターは、人間関係のいい人にしてくださいと言っている。専門性は後で勉強してもらって結構ですと。初めから特別支援教育をやっていたからというのをコーディネーターの条件にしないでほしいと常に私はお願いをしていて、とにかくいい人間関係が作れる人、それで明るい人、積極的に動く人がいい。石橋を叩いても渡らない人はだめです。ということを経験研修では口酸っぱく言って

いる。

(委員) 専門家チームの一人として、教育相談、そこに最近は教育研修等と称して、ミニ研修会を要望される機会が多い。3年から5年ぐらい前のコーディネーターは、コーディネートができない、どちらかというとその会に座っているだけのコーディネーターが多かったが、最近のコーディネーターは、文字どおりコーディネートができる。複数のコーディネーターがいて、まず授業は必ず見せていただける。だから非常にオープンに、私たちが行っても授業を公開してくれる。このクラスにこういう気になる子がいるんですと、担任の先生が気になっていることを小さな用紙に記入してある。例えば自閉的傾向とか、多動傾向とか、衝動性があるとか、耳から入ってくる情報については、非常に強い能力があるなど、そういうことが小さく書いてあるようなものを渡されて見に行く。そしてその後は、コーディネーターや一人の担任に対してというよりは、最近は1年生であれば1年生の担任が全部そこにそろっていて、コーディネーターがいて、管理職がいて、そこに典型的な児童を登場させて、専門的な立場からアドバイスをくださいというやり方で行う。そのとき話題になるのは、その子に対する個別の配慮いわゆる合理的配慮プラス学級集団をどうするかあたりと、授業の組み立てについてであり、そこまでやっている。そうすることによってかなり改善されてくる。目に見えるように変わってくるというのが今年の印象である。そこに、さらに効果、成果を上げようとするとき、保護者がいると成果も倍増するという実感がある。担任と保護者が一緒に協力的に関わって、家ではこういうことをして、学校ではこういうことをするという、その擦り合わせがきちんとできるという、そういういい成果が出てきているという感触を持っている。

(委員) 先ほど小・中学校における支援体制の中で、介助支援員とか医療的ケアの看護師とかの話もしたが、やはり環境整備の部分で言えば、教職員の専門性の向上はもう欠かせないと思う。その支援員にどのように活動してもらうか、介助支援員にどのように活動してもらうかも、全部教師なのではと思っている。地域・学校支援課からのアウトリーチ、特別支援学校のセンター的機能とか、いろいろなことを校内研修の中で使わせてもらった。ほとんど全部、一通りやってみた。どれが学校で一番効果的か、とやりながら、教職員にいろいろな研修を受けてもらったり、指導助言をもらったりとやってみたが、やはりそういうことが今、必要なのかと思う。子供をちゃんと見立てて、具体的にどうしたらいいかを、先ほど委員がおっしゃったように指導してもらおう。実際にやってみてちょっとうまくいかない、これはうまくいくとかをきちんとやりつつ、まだ保護者と一緒にというところできてないので、子供と一緒に、保護者と一緒にということが必要だと思うが、そのようなことをどんどんしていくことが大切である。大きな研修、一般的な研修の中にもあるが、校内研修をどんどん推進していかないとけない。

報告にある9ページだが、1つ目は恐らく研修的内容などをどんどん進めていかれると思うが、2つ目は学校がやっていくべきことで、どんどん学校に対して指導していただきたいと思う。3つ目も、個々の先生方の力をつけるにはやはり授業ではないかと思っているので、ここを抜きにしてはなかなか進められないと、実感として思っている。

(委員) 本校ではコーディネーター2名体制、一人はどちらかという校内の支援体制作りを担う。もう一人は、保護者との対応という区分で分けている。

それから研修についてであるが、先生方は一生懸命出ていくのだが、自習にして行くことがどうしても今、なかなかやりにくい。「年間の計画を最初の保護者会で申し上げて、ここは少し交流学級に帰しますとか、早目にカットしますと言ったらいいと思う。」と私は言うのだが、なかなかそれができずに研修へ出そびれてしまう、ということが課題ではないかと思う。研修についてはとても充実していて、先生方がセレクトしていく研修はかなりあって、こども未来センターをどう自分たちのスキルアップに活用するかも、かなり浸透している感はある。

(会長) 前も話したかもわからないが、十勝の、帯広の中学校は、ほとんどが養護教諭がコーディネーターである。というのは、そこが一番SOSを子供が出したときに行く場所で、直接授業の単位と関係ないところなので、何でもしゃべりやすいからである。子供たちのさまざまなものが集約でき、そこを起点にして担任へ情報を流していくので、養護教諭が、同時にコーディネーターの役割をしている学校が多いのがあたりである。そのあたりも、どういう方をコーディネーターにするかということで、少し今後の参考になるかもしれないと思う。次の協議に入りたいと思う。

第5章、交流及び共同学習の推進。事務局から説明をお願いします。

⑤交流及び共同学習の推進

(事務局) 交流及び共同学習の推進ということで、報告書の10ページ、11ページも一緒に、合わせてご覧ください。

審議会の中で、個別の教育支援計画と指導計画のひな形的なものを出させていただきました。そのときにご意見いただいたものを、委員会内で年度内にきちんとしたものに変えて、今年度より様式を変更しております。ご指示いただいたような、交流のねらいを明確にするところに絞り込んでしっかりと書いてもらうところ、目標を立ててもらうところに重点を置きました。この支援計画については、今、学校ででき上がったものの写しを全部集めています。ねらいについては、すごく具体的なものから、そこまでではないものもあります。同じような内容を書いているものもあり、まだまだ、担当者会等で指導していかなければならないということもあります。ただ、今までよりも、ねらいが書いてある分、明らかにそのねらいを意識できています。例えば教科の目標です。この教科は通常の学級の目標です、この教科は、自立活動をメインに周りの子供とコミュニケーションを取りながら行うということを、教科まできちんと意識して書いたものもありました。それについては、支援計画を踏まえ、指導計画の中でPDCAサイクルがどのように生かされているか、年度末に各学校から回収しますので、その報告等もまた次回の審議会等でさせていただき、継続して学校園に担当者会で伝えていきたいと思っております。

(会長) 意見、質問はないか。この10ページに、指導における合理的配慮事項を共通理解す

ると書いてある。これはすごく大切なところで、A君ならA君、BさんならBさんが今、どういう配慮を受けているかを関係する全ての先生方が共通情報として持っていて、それに全ての授業で対応してもらう。特に中学になってくると、教科ごとに教師が違うので、相当たくさん教師が、それぞれの合理的配慮を知っていなくてはならないということで、この部分がすごく大切なところだろうと思う。

(委員) 居住地校交流のことであるが、学期に1回、すごく音楽が好きだということで、楽しみに音楽の授業に来てくれたり、図工展に作品を出したりしてくれている子供がいる。これはこちらの立場なのだが、もう少し数が増えればうれしいなどと思ったりする。ただ、恐らく保護者の方に連れてきていただかないといけなかったり、西宮養護学校の教育課程や、先生のことでもあったりするので難しいと思うが、回数を増やすのは難しいのだろうか。

(委員) 個人差があると思う。毎週行きたいという子供たちもいれば、子供の状態からあまり外に連れ出すことができないという子供もいる。それは、その子が重度だからそうではないからということとは関係ない。やはり保護者の考え方なのかなと思う。

ただ、西宮の交流及び共同学習は非常に長い歴史があって、ひも解いていくと、こんなすばらしい交流がなされてきたということがある。当然、委員が今いらっしゃる学校で、あったわけである。だから、例えば非常に重度の子が、体育会の組体操の中にきちんとポジションを決めてもらって参加していた。ここで一番大事なのは、どういう参加になろうと教育課程、授業の一環として行うということである。遊びに行っているのではなく、受け入れる側の学校も子供たちも授業として、きっちりやっているという共通認識が必要だと思う。特別支援学校の子、市立校だけではなく県立校の子も行くわけだが、そのときに、もともとこの地域にいる子だと、ここがスタートなんだという、そういう意識を全生徒、児童に伝えていくということ、みんなの友達として、この地域に住んでいる子だということ、そこがこのインクルージョン等を進めていく中では大事な点だと思う。

(会長) 資料の11ページ、最後のところ一つ目のところに、PDCAサイクルにより取り組みを効果的なものにするというところがある。実は、この3つ目のPDCAのCチェック、これは見直しということである。子供に個別の指導計画を作ってやってみたが、やはり修正が必要である。これが見直し。あるいは、思ったよりもこちらが計画したものが本人のレベルより高すぎた。そうしたら低くしてあげなければいけないとなる。このように目標を低く変えて提供したときに、結果的にどうだったのか。これがこのチェックである。やりっ放しではなくて、このチェックがあるから教育効果ははっきりとわかるわけである。なので、このPDCAのCの部分、実はここではすごく大切になってくる。

最後の協議、第6章、医療・福祉との連携について、事務局から報告をお願いします。

⑥医療・福祉との連携

(事務局) 報告書の第6章、12ページ、13ページとなります。ごらんください。13ペー

ジに今後の方向性、提言がございます。

まず、(1) 組織的な連携やつなぎの強化については、こども未来センターの機能を生かし、今まで以上に医療・福祉と教育が組織的に連携する仕組みを作ることが必要である。ということですが、こども未来センターは平成27年9月に開所してから4年が経過しましたが、今年度においても医療・福祉機関と学校園との連携に大きな役割を果たしています。相談事業、学校園アウトリーチ、西宮専門家チームの派遣、特別支援学校による巡回相談員の派遣、医療職セラピストのアウトリーチ、医療専門職ドクターによる支援会議、そして、こども未来センターでの訓練見学等です。これらの連携を体験した学校からは再度の連携依頼があり、児童生徒の学校教育現場でよりよい具体的支援につながっています。今後も、こども未来センターとの連携の充実を図りたいと思っています。

医療との連携については、子供たちの主治医はこども未来センター診療所だけではありません。そのほかの各診療所にお世話になっている子供たちもいますので、この未来センターとの連携をお手本に、他の医療機関や福祉機関と学校との連携も図っていけるよう、推し進めていきたいと思っています。

2点目です。こども未来センター等が行う早期発見の取り組みを学校園での早期支援につなげたり、学校園での気づきを医療・福祉につなげたりすることが重要である。という取り組みについてです。これもこども未来センター、地域・学校支援課が中心となって取り組んでいますが、こども未来センターの機能や、医療機関、福祉機関の機能について、そして連携の方法について、学校の管理職や特別支援教育コーディネーターに周知するよう取り組んでいます。

3つ目です。医療・福祉と連携するためには校内委員会を中心とした校内連携が必要となり、したがって校内体制を強化していく取り組みの推進が重要となります。これについても、管理職や特別支援教育コーディネーターに周知していきたいと思えます。

最後、医療的ケア児の支援についてです。市の関係各課が課題を共有し、今後の取り組みの方向性を検討していくということですが、障害福祉課、生活支援課、地域・学校支援課と、今後も継続して連携協議をしていきたいと思っています。取り組みはこれからも継続していくところで、報告を終わります。

(会長) 医療・福祉との連携の説明があったが、意見、質問はないか。今までの点も含めて6項目が出ているので、何か他のことで気づいたことがあれば、そのことでも結構である。

(委員) インクルーシブ教育システムの構築に向けて文科省の流れができてから、病院と学校が連携する、学校と児童デイが連携するのは、劇的に変わったと学校現場にいて実感している。今までは管理職などが、児童デイについて、言い方は悪いが警戒していて、何を要求されるのだろうかと思って捉えていたのだが、今は自然な形で子供の、西宮だったら本人中心支援計画の策定、変更をしている。それから、病院との連携への抵抗がないということも、こども未来センターの機能が十分発揮されているということだろうと思う。残されている部分としては、行政の福祉の窓口と直接しゃべったという先生は少ないと思う。そこは恐らく児童デイなどと、計画を作る中で自然と結びついているのだろうが、今の様子では、我々教員が、そこと直接連絡を取り合うニーズはまだないのかもしれない。そういう行政の仕組みと学校教育

が結びつくようなことは、何か教育委員会で方向づけはされているのか。

(事務局) 福祉との連携の弱さというか、自分が特別支援学校、西宮養護学校に在勤していたころから非常に感じている点であった。西宮市では今年度、スクールソーシャルワーカーが中学校区に1名配置された。中学校20校に5名のスクールソーシャルワーカーが5日間、月・火・水・木・金とあるので、1週間に1回、中学校区に1日、何曜日かに入るといった体制が今年度から始まった。スクールソーシャルワーカーは学校保健安全課、どちらかという生徒指導の担当課の中に今年から位置づいてはいるのだが、担当している内容・ケースにおいては、発達障害がベースにあり、生徒指導事案になっているようなケースもある。福祉との連携という点では、福祉のことを専門に知っているのはスクールソーシャルワーカーである。障害のある子供たちは福祉との連携が必須である。中学校区に1人とと言っても、その地区の小学校には行くので、スクールソーシャルワーカーという、福祉の専門の方をぜひ活用しながら、学校と福祉機関との連携のパイプ役をまず担っていただき、そこから学校と直接福祉機関が連携できるような仕組みが、今後もっとできていけばと思っている。特別支援教育課も学校保健安全課とともに連携していきたいと思う。

(委員) 医療と福祉と教育が連携する仕組みを作っていくことについて、特別支援教育課から意見をいただいたが、今日は健康福祉局から2名参加していただいているので、その連携、いわゆる仕組みを作っていく点で、何か積極的な行いがあれば聞かせていただきたい。

(事務局) 教育と福祉の連携については、障害の分野でも、国から医療的ケアについては教育と福祉の関係部局の連携を図って協議の場を設けることという指針、平成30年度の施行後、実施するよといった指針が出された。確かに教育と福祉の分野の関わりが少し弱かったのだが、今、西宮市においてはそういった部署の課長、係長などが集まり意見交換を行っているところである。その中で、各分野における課題がそれぞれあるということ、他の部署ではこのような取り組みをしているということ、それが他の分野に生かせないか、一つの課で持っている情報を他の部局で生かせないかというところを今、継続して協議しているところである。

(委員) 今、この立場に立ったら、やはり就学前の子供たちがどのように医療と関わったのか、いわゆる早期発見、それが多分、私たちの早期支援とかにつながっていくのだろうと感じる。また、医療との関わりについても、学校と上手に連携することで、スムーズな就学とか、その後につながるような支援体制も要るのかなと思う。医療的なケアの必要な子供についても、早期からの支援をどのように学校につなげるかとか、どのように次へつなげるかという視点も大事ではないかと思っている。

(委員) 今年度、初めて参加させていただいているので、1回目から7回目まで会議録を読ませていただいている。個人的なことになるかもしれないが、うちの子供が支援学級にお世話になっているので、たどってきている道をずっと、何となく読ませていただいていたかなと思っている。幼稚園に入るところからいろいろ相談をしたり、加配をつけてもらって地域の幼稚園

に通わせてもらったりして、今は地域の小学校の支援学級でお世話になっているが、いろいろ、いっぱい話し合っていて、こういう取り組みをしていただいているのはすごくありがたいなと感謝している。ただ、今お話されているのは連携とかもっと大きなものだと思うが、未来センターのところの、利用している保護者が何となく感じているものと、ちょっとギャップがあるというか、そこをすごく感じる。個人的にはすなごにお世話になっていて、未来センターへ全く行ったことがないので、聞いた話だが、すなごでも、学校に来ていただいて支援計画を担当の先生と一緒に取り組むなど、いろいろやっていただいている。未来センターにかかっている同じ支援学級のお母さんたちの話を聞くと、そうやって来てもらっていると言うが、ちょっと時間がかかるイメージがすごくある。それと、西宮市は結構広くて、北部の山口などの方たちが、向こうにも何かあったと思うが、未来センターのように機能しているのかというと、どうなのかなという疑問も少しある。個人的には、研修とかもすごく大事で、先生たちの専門知識もすごく必要なことと思うが、子供も生身の人間でこれからどんどん成長していくので、普段の関わりの時間がすごく大事だと個人的には思う。親の知らない子供を知っているのが先生で、親だけが知っている子供の姿もある。一人の子供にかける時間は、なかなか今の段階では厳しいと思うし、うちの学校もすごく支援級の児童が多く、満杯の状態なので、先生たちにどこまでお願いしていいものなのか、ちょっと悩ましいところであるが、それでも精いっぱいやってくれている現場の先生は、やっぱり保護者も見ているので、ありがたいと思いつつ、どんどん保護者も加わっていろいろな話ができたらと思う。

(会長) 未来センターは時間がかかるというご指摘についてどうか。

(事務局) これは、市全体としても大きな課題と捉えている。現在は未来センターと地域の医療機関が連携して、地域の医療機関でもある程度、発達障害について診ていただき、そこから未来センターにつながって支援していくということで進めたいと思っている。北部についても、これも大きな課題として、市として大事なことである。児童発達支援センターは北部と北山学園と未来センターの3カ所があるが、その連携も今後大事になってくるので、今日いただいた意見を踏まえて今後、課題解決に向けて取り組んでいきたいと思う。

3 その他

4 閉会

(会長) 予定していた議題は全て終了した。これをもって閉会とする。